



野原 恵子 議員
(日本共産党 幕別町議員団)

問 充実した子ども・子育て支援を
円滑に新制度へ移行できるように準備を進めていく

問 2015年4月から子ども・子育て支援新制度が本格的に実施される。新制度では、保育所入所の申し込みの前に市町村による保育の必要性和必要量を、介護保険と同じように認定を受けなければならない。

新制度では、安全性を第一に考えるのではなく、保育所以外の施設・事業も公費支出の対象となり、多様な基準のもとで運営され子どもの保育に格差が持ち込まれる。以下の点について伺う。

- (1) 保育を必要とするすべての子どもにも責任を負うため、町の保育実施義務を後退させないこと。
- (2) 保育必要量の認定について。
- ① 保育時間は、すべての保育を必要とする子どもに、共通の保育時間を保障するため原則8時間とすること。
- ② 障がい児の保育所保育と通園施設の併用も可能となるように、基準を定めること。
- ③ 認定を受けても保育所を利用出来ないという事のないように、認

定を受けたすべての子どもに保育の保障を。

(3) 町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定について。

① 適切な待機児の解消、保育環境の向上、保護者が参画できる保障など、幼稚園・保育所・小学校の連携などを柱にした事業計画に。

② 策定の会議は、すべて公開とし公聴会の開催やパブリックコメント、各種関係団体との懇談など行い重要な案件については、町の責任で説明会を行うこと。

町長 (1) 児童福祉法第24条において、市町村に実施義務が課せられているが、新制度においても同様であり、後退はない。

(2) ① 現行、原則11時間の保育時間を確保していることから、新制度移行後も、利用者が不利益とならないよう、利用者の意向等を確認し保育時間等を設定していきたい。

② 障がい児等の支援を要する子どもの受け入れの現状は、保護者の意向等を把握し、保育所で受け入れ実施しているとともに、町発達支援センターと連携した上で、療育等に関しても保育所で実施できる範囲において対応している。

また、保育所以外の通園施設等療育機関との連携についても、障がい児等のケースに応じ、関係する機関と連携を図りながら保育を実施しており、新制度移行後も、これまで同様に対応できるように、町の子ども・子育て支援事業計画の中で位置付けていきたい。

③ 現行の保育の実施基準では、「保育に欠ける」6要件が示されているが、本町では、国からの各種運営通知等を踏まえたうえで、国が示している6要件を拡大し7つの要件を条例で定めて、国の基準より幅広く保育に欠ける児童を受け入れて保育を実施している。

新制度の詳細な要件については、現在検討されているが、さらに拡大される方向で検討されており、それらの新たに示される要件について、今後、本町の子ども・子育て会議において検討していきたい。

③ ① 市町村は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定するとなっており、次世代育成支援対策地域協議会で現在、新制度に向けた保育等の実施意向等について、アンケート調査の内容等について協議を行っている。

幼稚園など子育て支援事業、学齢期における子育て支援対策についても計画に反映し、関係する機関との連携のあり方等についても十分協議したい。

② これまで同様に公開を継続し、計画素案ができ次第、パブリックコメントを速やかに実施し、最終案の策定に際し反映させていきたい。また、説明会などは、進捗(しんちょく)状況に応じて検討したい。



今年度完成した「子育て支援センターあおば」と「あすなる学童保育所」